

平成30年度中小企業伴走型支援事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

平成30年度中小企業伴走型支援事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から平成31年3月22日（金）まで

3 予算上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託業務実施範囲

松阪市全域他

5 委託業務の目的

市内に本社を置く中小のサービス業を営む企業自らが取り組みたくても、取組が困難と思われる専門的かつ高度な支援を行うことにより、提供するサービスの付加価値を高めるとともに、営業力を強化し、販売促進につなげ、企業の経営力向上を図る。

6 委託業務の内容

次の各項目に掲げる業務を行うこととする。

(1) ブランディングデザイン等の企画・構築

- ・企業イメージの向上を目的とするブランディングデザイン等の企画・構築

(2) 各種メディア、SNS等を活用した情報発信

- ・(1)を踏まえ、企業の製品や技術力、人材などの魅力をPRする映像を制作し、BS、地上波などの経済関係番組等において放映、またYouTube、SNS等を活用し情報発信を行う。
- ・上記の情報発信に加え、松阪市が実施する公開審査会（平成30年度及び平成31年度（年度内に実施予定）分の計2回）の様子についても地上波などの経済関係番組等において収録及び放映（平成30年度については収録及び放映、平成31年度については収録のみ）、またYouTube、SNS等を活用し情報発信を行う

(3) 経営力向上への支援

- ・専門的な知識やネットワークを活用した支援やアドバイスを行う。
- ・受託者が持つ有益な情報（有料情報を含む）を活用し支援を行う。（有益な情報

については市への提供も含む。)

(4) 本業務により生じる著作権は松阪市に帰属すること。

7 業務実施上の条件

- (1) 契約期間中、本委託業務に専念して従事のできる者をおき、常に連絡調整ができる体制を整えること。
- (2) 業務は、市との連携を密にして遂行すること。
- (3) 原則として、本委託業務に従事する者を契約期間中、変更できないこと。ただし、事故等の止むを得ない事情がある場合は、事前に市と協議して了承を得ること。
- (4) 受託者の所在地には、インターネットを利用できる環境を受託者の責任において整備すること。その際に必要となる費用については、受託者が負担すること。
- (5) 委託契約金額には、旅費、交通費、通信費、燃料費及び車両費用、消耗品費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含むものであること。

8 提出を求める書類（成果品）

- (1) 本業務における成果品等について
 - ・本業務の実施内容とその成果を記載した報告書を作成すること。
 - ① 業務の実施内容とその成果を記載した報告書を作成すること。
 - ・報告書の作成にあたっては、今後の展開に向けた課題等の記述のほか、業務の実施により得られた資料や画像等も含め報告すること。
 - ・業務実施報告書は、正本1部、副本2部のほか、電子媒体でも提出すること。

9 選定基準

本プロポーザルの業務事業者選定基準は、中小企業伴走型支援事業業務委託プロポーザル審査委員会において審査（書類審査）を行い、以下の審査項目・配点（100点満点）とする。

- (1) 企画提案書に対する審査〔配点：50点〕
 - ・企業イメージを向上させるための効果的な取り組みが期待できるか。
 - ・魅力あるPR映像を制作し、各種メディア、SNS等を活用した情報発信が期待できるか。
 - ・専門的な知識やネットワークを活用した支援が期待できるか。
 - ・すべての事業を通して、中小企業の課題に即した、一体的な支援が期待できるか。
- (2) 業務の実施体制等に関する評価〔配点：30点〕
 - ・本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。

- ・計画を適正かつ確実に実施できる人員体制とスケジュールであるか。
- ・事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。

(3) 費用評価点〔配点：20点〕

- ・委託業務の経費に関する概算金額は適正であるか
- ・費用に見合った実現可能性の高い提案かどうか。